

○国土交通省告示第三百四十号
 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第三十八条第二項の規定に基づく適性診断を令和五年三月二十二日に認定したので、同規則第四十一条の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和五年四月七日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 名称
株式会社筑後自動車学校
- 二 主たる事務所の所在地
福岡県筑後市大字久富一―三三番地
- 三 適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第六百七十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百四十一号
 貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第十条第二項の規定に基づく適性診断を令和五年三月二十二日に認定したので、同規則第十二条の十一の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和五年四月七日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- 一 名称
株式会社筑後自動車学校
- 二 主たる事務所の所在地
福岡県筑後市大字久富一―三三番地
- 三 適性診断の種類
特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断（それぞれ貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針（平成十三年国土交通省告示第六百六十六号）第二章4に掲げる特定診断Ⅰ、初任診断及び適齢診断をいう。）

○国土交通省告示第三百四十二号
 建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条の六の規定により、次の機関の行う講習を登録基幹技能者講習として登録したので、同規則第十八条の十八第一号の規定により、公示する。
 令和五年四月七日
 国土交通大臣 齊藤 鉄夫

- (一) 登録年月日
令和五年三月二十二日
- (二) 登録番号 43
登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
一般社団法人 日本建築あと施工アンカー協会
(代表者 安永 裕信)
- (三) 登録基幹技能者講習事務を行う者の名称、住所及び代表者の氏名
東京都千代田区東神田二丁目六番九号
- (四) 登録基幹技能者講習事務を行う事務所の名称及び所在地
一般社団法人 日本建築あと施工アンカー協会
東京都千代田区東神田二丁目六番九号
- (五) 登録基幹技能者講習事務を開始する年月日
令和五年三月二十二日
- (六) 登録基幹技能者講習の種類
登録あと施工アンカー基幹技能者

○環境省告示第三十四号
 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十条第一項の規定に基づき、平成三十年三月環境省告示第三十号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成三十年度予算に係る補助金等の交付に関するものから福島地方環境事務所長に委任する件）の一部を次のように改正する。
 令和五年四月七日
 環境大臣 西村 明宏